

議員全員協議会会議録

(令和6年10月4日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年10月4日(金)
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	池田 栄次
議員	吉田 茂生	議員	少林 法子
議員	金繁 典子	議員	原田 達也
議員	中野 光博	議員	山下 正敏
議員	那須 芳人	議員	吉村 直城

欠席議員

議員 嘉喜 山茂

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
係長	山口 昌		

説明のため出席した者

町長	清水 雅文		
副町長	木原 荘二		
(総務課)			
課長	立花 慶司	課長補佐	近平 高宜
(企画財政課)			
課長	清水 雅人		

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部協議】

- 1 議員報酬の増額改定について

【議会協議】

- 1 秘密会会議録について
- 2 議員辞職に係る常任委員会委員の選任について
- 3 令和7年度愛南町一般会計当初予算提案について
- 4 その他

開会 9時00分
閉会 10時14分

○鷹野副議長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第15回議員全員協議会を開会いたします。開会に先立ちまして、議長、挨拶をよろしくお願ひします。

○佐々木議長 まず始めに、議員辞職の報告をいたしたいと思ひます。9月30日、石川議員から議員の辞職願が提出されました。議会が閉会中のため、同日辞職を許可しましたことを御報告いたします。

それから、本日、嘉喜山議員が欠席をしております。よろしくお願ひします。今日は1時間後には研修会が開かれますので、スムーズな協議のほうよろしくお願ひいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○鷹野副議長 ありがとうございます。続きまして、町長、挨拶お願ひします。

○清水町長 おはようございます。令和6年第15回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、佐々木議長には招集をいただきまして、また、何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、自分が諮問いたしました議員報酬の見直しについて、愛南町議員報酬及び特別職給料審議会から、先月19日に答申書の提出があり、同日に議員各位にもお知らせをしたところがあります。議員報酬の改定に当たっては、住民への説明責任が生じるところであり、また、議会の議決案件となることから、議会と協議を行い、一定の理解の下、改正議案の準備を進めていく必要があると考えております。この後、議員報酬の増額改定について協議いただく事項を担当課長からさせていただきますので、御意見等よろしくお願ひいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○鷹野副議長 ありがとうございます。それでは、これから先は議長の進行でお願いいたします。

○佐々木議長 それでは、早速、次第に入りたいと思ひます。

1番、議員報酬の増額改定について説明をお願いします。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼いたします。議員報酬の増額改定について、まず、1の経過及び背景から説明します。

愛南町議会から議員報酬の見直しを求められ、町長が6月定例議会で対応を明言され、諮問を受けた愛南町議員報酬及び特別職給料審議会が7、8月の2回の審議で、審議会は他自治体と比べて水準が低く増額の必要性があることを確認し、議員が原価方式で算出した提示額を基に、第2回審議会に6名の議員に出席いただき、意見聴取も行いました。

審議の結果、自己申告による活動量から算出された議員提示額が補正を要すること、他自治体との均衡も無視できないこと、なり手の意欲向上につなげる必要があることなどを相対的に勘案し意見がまとめられ、先月19日に答申書が提出されました。議会から提示された月額も表中に示していますが、答申額は表に示すとおり、議員は25万円、議長、副議長の報酬額については、議員から提示された全国の実態として議長の報酬額は議員の1.36倍、副議長の報酬額は議員の1.10倍を採用し、議長は34万円、副議長は27万5,000円です。答申額は、現行からは増額、議員提示額からは減額となっております。

なお、審議会の意見として、議会は町議会基本条例に則り、町民の意見を聴取する参考人や公聴会制度を活用し、住民への説明責任を果たしてほしい旨が付記されております。

次に、2として、住民への説明方法についてです。

今回、愛南町議会は議会基本条例第19条に基づく手続を経ておりません。そのため議員報酬の増額改定について、住民への説明を行い、円満に議論を進める必要があると考えられることから、本件について次の2つの方法を挙げております。

(1)はパブリックコメントの実施です。実施は町執行部で対応、内容は、本答申を基に、10月末をめどにパブリックコメントを実施します。要点として、意見を広く収集でき住民参加型の意思決定プロセスを強調できる点が挙げられます。なお、寄せられた意見の内容によって

は、議会からの回答をお願いする場合があります。

(2)は公聴会や参考人制度等の活用です。議会基本条例第19条に基づき愛南町議会で実施、内容は、議会主導で公聴会や参考人制度等を活用し、住民の意見を直接聴取します。要点として、議会基本条例に則った対応が可能であり、議員自身が住民に対して説明責任を果たす姿勢を示せる点が挙げられます。

次に、3として改定時期についてです。12月定例議会に改正議案を上程し、次期改選から適用する予定です。なお、住民への説明等に伴い再考を要する場合は、3月定例議会になる場合もあります。

これらのことを踏まえまして協議、確認となりますが、最後に4として、議会との協議事項です。①は答申額、②は住民への説明方法です。①の答申額について、執行部としては、議員提示額からは約2割減額となっておりますが、審議会の答申額の採用を考えております。②の住民への説明方法については、本協議会で2つの方法のうち、いずれかを選択したいと考えておりますので、審議会の答申額及び住民への説明方法について、御協議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○佐々木議長 ありがとうございます。今から質疑を受けますが、先ほど言われました答申額と住民への説明方法について、2つについてどうするか、皆さんの意見を聞きたいと思います。意見ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 基本条例19条では、公聴会とか参考人制度を活用せよということで明記されております。で、今回の説明方法に当たって、このパブリックコメントを仮に実施した場合、見方によっては第19条に基づく手続にはなっていないのではないかと、そういう指摘が来ることも考えられるんじゃないかなと思うのですが、それからすると、公聴会、参考人制度の活用、19条に基づいた手続のほうが後々問題にならないのじゃないかなというような気がいたします。以上です。

(発言する者あり)

○佐々木議長 どちらか一方をね。はい。

金繁委員。

○金繁議員 今の御意見で関連してなんですけれども、これは両方やっちはいけないですかね。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 両方並行して行うことは可能と考えております。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ということは、パブリックコメントは町執行部のほうでしていただく。で、公聴会、参考人のほうは議会としてやるということで、二代表で、両方とも直接住民の代表なんで、両方ともがするのが私もいいと思います。

で、公聴会に関しては、前回もこれ、この報酬について特別委員会のほうでやったんですけども、半数を超える参考人が上げたらどうですかという御意見だったんですけど。で、今回はまた同じことをやるんですけど、時代も変わっていますし、もちろんやったほうがいいと思います。ただ、そのときに、前回の場合、もう全員確か男性で、結構上の年代の方ばかりでした。やっぱり今回、成り手不足ということを眼中に入れて行いますので、ぜひ多様な若い世代、それから女性も参考になっていただけるようにできたらと思います。以上です。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 公聴会と参考人制度について説明させていただきます。公聴会と参考人制度は、本会議であるとかまた委員会ではしか開催することができません。なので、今現在開くとなりますと、12月定例議会、もしくはそれ以降ということになると思います。ただ、そのほかの方法としまして、例えば任意の、これは正式な議会活動にはならないんですけども、議員派遣を

要しない議会報告会という形で開くこともできますけども、そういった場合でも、開催時期によりましては12月定例議会の改正には間に合わないということも考えられますので、その点について前提を持って御協議いただきたいと思っております。以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 なるほど。特別委員会立てるとしたら12月で立てて、3月にその結果ということになるかと思えます。で、一方で、今事務局長がおっしゃられたように、その前倒しでできるとすれば、今度、町民との意見交換会をするとき、ちょうどその若い世代、それから女性も参加する会を設定しようとしていますので、そこで一つのテーマとして加えて行うとちょうどいいのではないかと思えますが、どうでしょう。

○佐々木議長 そういう意見もありますが、今度の町民との意見交換会を子育て支援というのがテーマでやるわけですけど、10月の何日でしたかね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 11月の20日ですか、時期的にはちょうどいいんじゃないかなと思うんですが、パブリックコメントは執行部のほうでやってもらって、我々はその11月20日の議会報告会で項目で設けてやるという方法でよろしいでしょうか。ほかに御意見ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 これ、その報告会の開催によって19条には合致するんでしょうか。その確認だけ。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 議会基本条例第19条におきましては、基本的には、議会がまず公聴会等で町民の意見を聞いて、その後開かれる報酬審議会等の意見を尊重するという順番になっております。なので今回はそれが逆になるのかという場面はございます。以上です。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 この19条の中では参考人、公聴会制度「等」がついておりますので、住民との懇談会はこの「等」の中に入るんじゃないかなと解釈してもいいんじゃないかと思えます。

○佐々木議長 ほかにご意見ありませんか。よろしいですか。そしたら、そういう方向で。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 そのときにやるっていうのはいいと思うんですけど、今の子育て世代の、ある程度世代的に限られた一部の住民だけっていうことになるじゃないですか。それでええのかどうかっていうのがちょっとやはり広く世代を超えた全体の世代からの意見を聴取するという形にしないと、子育て支援の、それも女性が多い中でのそれで意義があるのかどうか、ちょっとそれは疑問に思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 まあ確かに今回だけに限ればそういう懸念もあるんですけど、前回行ったとき、さっきも言いましたように、全員男性で高齢の方が中心だったので、女性も一人もおらず、40代、30代も一人もいないという状況だったので、それを補完するという意味では欠陥があるとも言えないのかなとは思えます。

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 もう子育ての分のこの意見交換会は準備をやっとるんですかね。そうじゃないと、これ2つを一緒にやるとなると、やっぱり対象の参加者もそうですし、時間的にも、延長でずつとやるんならいいですけど、この大事な問題、せっかくやるのに両方やって時間がなんか中途半端でっていうのは、ちょっとそれは問題があるんじゃないか。どちらかに絞ったほうが、それで改めてやるかじゃないと、これ2つを一緒にその日っていうのはなかなか、事務局、どうなんですか。もう準備は、子育てのほうであれしとるんですかね。それしとるんやったらもう別問題やらんと。一緒にやったら、とてもじゃないけど時間的な部分もありますし、どちらでも中途半端になるんじゃないかと思うんですが。

- 佐々木議長 本多事務局長。
- 本多事務局長 議会報告会の準備につきましてはほぼ終わっております、今参加者のほうの報告もいただいている状況でございます。以上です。
- 佐々木議長 中野議員。
- 中野議員 それであれば、これは一緒の日についてというのはちょっと時間的な、参加者も含めて、時間的な部分含めても別にしないと、ちょっとなんかついでにみたいな形でやるのはちょっとこれ問題じゃないかという気がするんですが。
- 佐々木議長 そういう意見が。
吉田議員。
- 吉田議員 上島町のやったやつありますよね。町長とそれから審議会の意見を基に、議員発議ではなくてということで一応決定をしていますよね。その方法でこう愛南町の場合は該当するの
かしないのか、その辺の判断も必要じゃないかと思うんです。
- 佐々木議長 立花総務課長。
- 立花総務課長 町長発議のほうで議員報酬の改定については可能であります。そのために、町長が諮問をしまして、審議会からの答申を受けて、本日報告させていただきましたように、執行部側としては、審議会の答申額を考えているということを御報告させていただいておりますので、流的には可能であるかとは思いますが。
- 佐々木議長 パブリックコメント、その方法でしたらパブリックコメントで十分補えるのかなとは思いますが。で、時間があれば住民への説明会も開くことも必要やと思いますけど、12月議会にはなかなか間に合わないので、なかなか無理やないかと思うんです。
吉田議員。
- 吉田議員 そうしますと、パブリックコメントを実施していただいて、今回、議会だよりで参考意見として項目を加えていただいて、まあまあ表面上は載らない形ですかね。それで、参考意見として我々が聞くっていう形で、議会報告会で、なんていうんですかね、提案。提案って提案ではないですね、確認をさせていただいて、意見がどうなのかっていうのを参考にできればいいんじゃないかなと思うんですが。
- 佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。
金繁議員。
- 金繁議員 前回、特別委員会でこの議員報酬をテーマに行ったときに公聴会したんですけど、結果ってというのは審議会に伝えられていたけれども、ずっと報酬については保留ってことになるんですかね。お聞きしたいのは、そのときの公聴会、行われた公聴会っていうのが、この今回の議員報酬の手続において、生きたものとして扱えるかどうかっていう点なんですけど、その点はどうなんですかね。
- 佐々木議長 立花総務課長。
- 立花総務課長 今、金繁議員が言われたのは、令和元年の公聴会のことを指しているかと思いますが、その資料につきましては、議員6名の方に御指摘いただいたときの資料に添付が
あります。
ただ、令和元年のときに公聴会を開いた後の対応なんですけど、令和2年9月に、愛南町長から町議会議長に対しまして報告をして、元年のときの公聴会に対する回答は令和2年9月に、議長宛に現行のままというような回答をした流れが過去でございます。
- 佐々木議長 ほかに御意見はありませんかね。
原田議員。
- 原田議員 今、議会報告会でという意見もあったんですが、副議長が言うように、もう今回の議会報告会は限定されるんですよ、呼ぶ人を。で、全般からの意見というのはちょっと聞くの

は難しいんじゃないかなと思うんで、時間的にそういう公聴会とかそういうの開く時間が厳しいのであれば、私はもうこの1番のパブリックコメントだけでいいんじゃないかと思います。

○佐々木議長 時間も割と迫ってきましたので、一応決定をいたしたいと思います。

金繁議員。

○金繁議員 そうすると、この議会基本条例の19条、これはその議会としてやるべきことを規定しているのではないんですかね。わざわざ議会基本条例で定めているので、行政にパブリックコメントをやってもらってそれで終わりっていうことには、これ19条違反になるんじゃないんですかね。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 事務局にちょっと聞きたいんですけど、この議会基本条例の19条ですね、議員報酬に関して、参考人、公聴会制度等を十分に活用した後に、という文言がありますが、この公聴会制度等をというこの等が、このパブリックコメントも含むことができるのか、その辺のところ、どうでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 その辺りの解釈については、この議会の中で決定いただくしかないんですけども、そういった回答しか、すいません、できません。

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 これ、もう1回ちゃんと個別に今度の意見交換がまた別に開く日程はないんですか。厳しい。厳しいんですか、日曜日でも。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今の議論なんですけども、一応、12月定例議会に条例改正案を出すというスケジュールで考えていくとなかなか難しいんですけども、仮に3月定例議会ということになりましたら、ある程度時間的な余裕ができるのかなというふうに考えております。以上です。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 結局、議会基本条例の中でこれをせんといけんのか、せずにこのままでできる、せんといけんのでしょうか、これ。

○佐々木議長 いや、そういうことは

○山下議員 ここで決めたらいいの、ここで。

○佐々木議長 はい、1か2か。

○山下議員 せんでええのか。

○佐々木議長 それを諮りよるわけで、皆さんに。

(発言する者あり)

○山下議員 日程は3月もあるって言うじゃない。慌ててすることやない、これは。

(発言する者あり)

○佐々木議長 12月の定例で出さんのやったら3月の定例でも出せる。

山下議員。

○山下議員 3月に出しても報酬は変わるんやけん、慌てて無理して12月で出す必要はないと。私、じっくりと、これが上がらんやったらやけど、多分上がるいう方向でなるんで、じっくり3月までに公聴会を開くような方法でやたらいいんじゃないんですか、これは。

○佐々木議長 少林議員。

○少林議員 今の山下議員に全面的に賛成なんです。パブリックコメントか公聴会かと言ったときに、パブリックコメントになると相互交流はできません。公聴会なら、質問があり、意見が欲しい、それを何回もやって十分に納得してもらえる。本当に住民の意見を尊重した形になるんですが、パブリックコメントっていうのは、1回出したらそれに対して後で何か文書で返るだけですので、ぜひ公聴会を必ずする方向でお願いしたいと思います。

○佐々木議長 はい、分かりました。以前公聴会を開いたときに出席した議員さんは何人かおると思うんですが、とにかく公聴会つちゅうのは收拾がつかんような状態になります。いろんな意見が出ますから、大変な意見が出ますよ。

吉田議員。

○吉田議員 今回、町長発議でこの案が出ているわけですから、それは僕はそれを尊重させていただいて、時間もきちっとするのは別に構わないと、いいとは思うんですけども、せっかく町長発議で今回こういう提案があったわけですから、そこは尊重すべきではないかなというふうに思います。審議会も終わっていますから。

○佐々木議長 町長発議ですので、そこら辺を皆さん十分考えていただきますね。はいはいはい。
吉村議員。

○吉村議員 町長発議いう発言がいっぱい出ているんですけども。これ、町長替わるんですよ。でしょう。とすると、要は、今の町長が、現町長がこうこうでいうことでやるんだったら、その辺も考慮せんと。新たな人がこうこうでいうのもそれと。や、ないですか。

○佐々木議長 吉村議員の言うように、今の現町長の発議ですので、それを尊重していただき、やっていただきたいと思います。次の町長が、それ、町長主導でやるかどうか分かりません、誰になるか分かりませんので、まだはっきり分かりませんのでね。

いろんな意見はあるとは思いますが、公聴会開いたらとにかくそういう状態になります。收拾がつかん。

はい、吉田議員。

○吉田議員 19条を決めた経緯が僕ら全く分からないんですけども、どういう状況で19条を決めたのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○佐々木議長 基本条例に詳しい人。

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉田議員。こういう状況はあんまり想定していなかったような状態で19条恐らくつくったわけなんで、ちょっとこれが引かかるよね、どうしてもね。

那須議員。

○那須議員 時間もあれですけども、パブリックコメントだけはやってもらうということで、12月定例に出す。で、この今、現町長と、ほんで議員がこのいる場でもうそういうふうにしましようか決めたら、恐らく首長が替わってもそのままいくだらうし。どうでしょう、もうこの間、議員報酬を改定したということで、もう皆さん知つとるわけで、それをとごとごとと3月までちゃんとするのはもう当然なんですけれども、3月まで引き延ばすよりも、もう12月に定例で出していただいて決めるということでどうでしょうね。少々目つむりましようや。

○佐々木議長 よろしいですか。はい、それはそういう方向で、パブリックコメントのみということをお願いいたします。

立花総務課長。

○立花総務課長 御協議ありがとうございます。一応、整理的にちょっと確認を事務局としてさせていただければと思うんですけども、本日報告しましたように、審議会からの答申額は議会からの提示額を下回っております。執行部としては、先ほど申しましたように、審議会の答申額を尊重したいと考えております。その内容でパブリックコメントを実施させていただきまして、先ほど皆様のほうで御協議いただきました議案の提出につきましては執行部が一応行うというところで皆様の御意見がまとまったというふうに捉えさせていただいております。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 はい。それでよろしいですかね。はい。それでは、そのようにしたいと思います。ここで。はいはい。山下議員。

○**山下議員** この前の定例会の最後に、裁判の件、2件和解するという、町長から報告があったんですけど。あの件で、全協の2日目後、理事者からこれは議会のことなんで、議会で決めてほしいということで、その中で私も、もし議会と理事者の意見で反対した場合は、相反した場合はどうするのと質問したら、もうこれは議会の意見を尊重するというので、理事者からの答えやったの。それで我々賛成するか反対するか、みんな自分のその決定が裁判するかせんか大きなことになるんで、ほんと熟慮に熟慮を重ねてしたんです。すると、町長の報告、私、これ裁判なのかと思っていたところ、町長は和解ということで、これ最終的には理事者が決めることなんですが、今後、今回みたいに議会の意見を尊重するとか、あんまり出さないように。今回みたいに議会の声と反対になった場合、これはおかしいことになるんで。今後そういうことはやらないように。私、ちょっと、ま、苦言です。これ賛成した人はびっくりしとるはずですよ。町長は、和解っていうあれ、閉じると言われたんで。ちょっとその点だけ。

○**佐々木議長** 木原副町長。

○**木原副町長** はい。今おっしゃられたことは重々承知というか肝に銘じておきますが、その前段の、議会に、あの意見を聴取するという、その今、山下議員がおっしゃられたことが、ちょっと、我々その場にも参加していないし、どういう経緯でどういう流れで議会の意見を求めるっていうことになったのかはちょっとわかりません。

○**佐々木議長** 山下議員。

○**山下議員** これは事務局からの説明があって、理事者側から議会に意見が欲しいということで、急遽集まって協議したんですよ。そこで、もう議会の議決を尊重する、最優先するというので決まり事やったのが変わって町長の報告になったんで。その点ちょっとおかしいなと思いつつ、今の質問です、それが、

○**佐々木議長** 本多事務局長。

○**本多事務局長** 確かに、全員協議会を開く際に、今回は執行部が被告であるけれども、内容については議会の内容なので、議会のほうで意思のほうを示していただきたいということで、またその結果を執行部のほうが尊重していただければと思います、という説明を私のほうでさせていただいております。以上です。

○**佐々木議長** 山下議員。

○**山下議員** これもう終わったことなんで、今後そういうことのないように、今後もないと思うけどこういう事案は。だけど、そういうスタンスで理事者も望んでほしいということです。一言、終わります。

○**佐々木議長** これで1番を終わりたいと思います。執行部、退席をお願いします。ありがとうございました。

(執行部退席)

○**佐々木議長** はい、続けてまいります。

議会協議のほうに移りたいと思います。議会協議の1番、秘密会会議録について協議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 事務局のほうで説明をさせていただきます。秘密会の会議録の開示請求についての判決が9月21日に確定いたしました。

判決では、議会が不開示とした情報公開条例第7条第1号及び第5号の理由は認められませんでした。

この情報公開条例の不開示理由につきましては、議会資料1を御覧ください。

この判決を受けて、秘密会の会議録を開示する手続をしなければなりません、秘密会の会議録の中で、裁判で主張した情報公開条例第7条第1号及び第5号以外に不開示とすべき情報がないか確認する必要があります。

なお、今回のような処分を取り消す判決は、判決に拘束力があるので、条例第7条第1号及び第5号の理由で再度の不開示処分は行えません。そのような条件の中で、不開示情報に該当するとすれば、情報公開条例第7条第2号にある個人情報のみになるのではないかと考えております。

秘密会の会議録の中には、議員または元議員以外の第三者の個人情報を記載した箇所が3か所認められ、その部分を不開示として、それ以外は開示をしたいと考えておりますが、それでよろしいか、御意見をいただきたいと思っております。

なお、不開示とする部分を確認したいということであれば、ただいまから休憩を取って確認をしていただきたいと思っておりますが、どういたしましょうか。

○佐々木議長 この会議の内容、見たい人があれば休憩を取りますが、どうですか。いいですか。

それでは、秘密会の会議録については、判決の趣旨を踏まえると第三者の個人情報を除く全ての内容を開示する必要があると考えます。このように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、判決の趣旨に沿って開示決定をいたしますが、これにより秘密会の秘密の持続性がなくなっただけではありません。議員には秘密を保持する義務が残っております。秘密会の会議録の内容を漏えいした場合は懲罰の対象になりますので、十分注意をお願いいたします。以上、報告いたします。

それでは、続きまして、2番の、議員辞職に係る常任委員会委員の選任についてを協議したいと思います。

議員辞職により現在委員に欠員が生じておりますので、議会運営についての確認をいたします。

まず、委員の選任について、閉会中は議長が指名することができるようになっており、申合せでは、欠員が生じた場合は正副議長をもって補充するとあります。現在、総務文教常任委員会委員に欠員が生じておりますので、申合せどおり、産業厚生から副議長を充ててよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、副議長を委員会に入ってもらえるようにいたします。

次に、選任の時期についてですが、総務文教常任委員会に閉会中の継続審査もないことから閉会中の議長指名は行わずにそのまま欠員とし、次の議会において議長が会議に諮って指名することとしてもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 総務文教常任委員会、閉会中の継続審査もないことから、閉会中の議長指名は行わずにそのまま欠員とし、次の議会において議長が会議に諮って指名することによろしいでしょうか。次の12月議会で鷹野副議長を指名するということです。よろしいですかね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 11月議会やろうと思っております。臨時があるけんね、ごめんなさい。11月議会でおそらく議題で上がってきますので、その11月までの間は欠員ということ。

それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 では、そのようにいたします。

続きまして、3番の、令和7年度愛南町一般会計当初予算提案についてを議題とします。予算提案書について、3件の提案がありました。資料を見てもらったら分かると思っておりますが、3件出ております。目を通していただいたと思うんですが、議会として、提出に当たり御意見を

伺いたいと思うんですが、どうでしょうか。この3件、この3件のうち全部提案する場合でも構いませんし、どれか1つに絞るという方法もあるんですが、どうでしょうか。

吉田議員。

○吉田議員 3番については今、あれじゃないですかね、応援金が出ていますので、小学校3万円、中学校4万円、高校5万円という、その入学時ですね、こういったプラスも出ているんで、あえてここをする必要があるのかどうか。3年間でしたかね、5、6、7年ということで、それが就学応援金ということで今出ていますよね。これ、確か去年審議したような気がしますけども、あえてこれを出す必要があるのかどうか。私は出す必要はないのかなというふうに思います。それから、1番の南宇和高校、一個ずつか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 吉田議員発言されていてすいません。関連で、3つ目のバッグ購入なんですけど、これ、新入生118名にバッグ購入補助金出すっていうことなんですけど、これ、今回から予算提案書を出すに当たっては、議会基本条例で理事者の側にもその立法事実、なぜこれが必要かということなども踏まえて書いてくださいと事務局からありました。で、この必要性がちょっと私も分からなくて、書いた方に説明いただきたいんですけど、確かに吉田議員おっしゃるように補助金は出していますので、その例えば通学用バッグが共通の指定のものかどうか分からないんですけど、もし指定のもので多額のものなのか、あと現物支給、その指定のものであればバッグを全員に支給すると、小学校のランドセルみたいに、ということができないのかとか、そういうことをお聞きしたいんですけど、提案された方、お願いできますでしょうか。吉田議員の質問と合わせて。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 説明せよということなんで、常識で考えて、小学校も新入生、中学校も新入生で、小学校もランドセルを無償提供、モンベルの。ということは、中学校のそのカバンというよりは、そのね、通学バッグ、これも同じ、新入生やったら保護者も、これも結構高額な金がかかるんで、これも私は当然同じ条件で、新入生には与えてあげたらいいんじゃないかと。これ提案ですよ。その代わりに、これ決めるのは理事者なんで。それで、その内容については、理事者がいうたら、採用する場合はいろいろ考えてね、どういうものにするのかとか、金額とか全て考えるはずなんで。一応私はそういう意味での提案です。保護者は助かると思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 私は差し上げることに、どちらかといえば賛成なんですけど、ただ、お金ではなく、吉田議員もおっしゃっていたように、小学生と同じように現物であげるっていうことでは駄目ですかね。っていうのはお金で。

(発言する者あり)

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 ちょっと待って、これは現物。購入の補助金じゃけん。それはちょっとこの書き方が悪いかもしれん。バッグを貸与するということなんよ。バッグの貸与。譲渡。そういう意味なんよ。お金ではないんよ。

○佐々木議長 よろしいですか。これ、ほしたら、ちょっと文言を変えて、この3つを一応提案する。いいですか。

はい、金繁議員。

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 ちょっと待って。これ、今提案者から説明あったんやけど、決めるのは理事者とはいゆるけども、この間の協議会で、出た場合には、みんなでまとめて、いくつか出たらどれを

あれするかということをしてしましようということで、この間決めたやないの。全部を、例えば、今日は3点出とるけども、これを協議して3点とも提案するのか、それか、なに1つにまとめるのか、それを皆さんで協議しようて、この間決めたやないの。

○佐々木議長 それを今やりよる。それをね。ほんで、先ほど言いよるように……。

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 先ほどの提案については、僕は別にこれについてどうのこうのじゃなくて、7年で終わった段階で全くないわけですね、応援金については。その段階で、こういう例えば現物補助か、もしくは統一した中学生についてはバッグを贈与するとかいう形にもう一回考えたほうがいいんで、今の段階で理事者がこんなに、4, 200万円出してるわけですよ。小学生一人一人と、それから新入時に3万円、4万円、5万円を出していますから、それは全員協議会で決めたことですから、それをあえてまた我々が出すというののもちょっといかなものかなというふうに私は思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 それ言いよったらランドセルも同じことになるやん。それ言ったら話にならんよ。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 ランドセルも、僕らも賛成はしましたけども、高額になるんで、これについては。それから、中学校のそのバッグについてはそんなに高いものではないと思いますから、まだ統一もされていないでしょうし、これは中学校、全中学生については同じものをバッグとして与えるのであれば、提供するのであれば問題ないと思いますけれども、まだそれも決まっていない状況で、ちょっとまだこの辺は、令和7年度のその応援金が終わった後に提案するのであれば、その際に提案すればいいんじゃないでしょうか。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 そういう考え方も理解できるんですけど、一方で、やっぱりそのお金は親に行ってしまうんですよ。で、必ずしもその子供の教育費に回せないという家庭もいらっしゃるわけですから、やはりその教育には私はできるだけ親の負担をかけないようにするべきだと思いますので、現物で支給することができれば、昨今のかなりの物価高のことを考えても、やっぱり現物で支給するのには私は賛成です。

○佐々木議長 現物でね。

吉田議員。

○吉田議員 今回、これ、ふるさと納税の寄附金で賄った財源で応援金を出しているんですよ。今後、このふるさと納税がどういうふうになるかも全然未定の段階で、新たな支出というんですかね、一回決めた以上はもうずっとしなけりゃまずいんで、そこのところもやっぱり考えるべきじゃないかなというふうに思うんですけども。別に決して、さっき言ったようにバッグを提供することは反対ではないんですよ。ただ、今応援金で理事者のほうが出していますので、これ以上のその応援をする必要があるのかどうか。まして、財源がふるさと納税の寄附金ですから。そこはもうちょっと違う方法で考えるべきではないかなというふうに思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 確かに財源のことも大事なんですけど、一方で、これ概算要求額160万円です。本当にね、小さな額で。で、愛南町は子育てに本当に優しい町と。モンベルのリュックサックが開始されたときも、ほかの町から羨ましいっていっぱい声を聞きました。中学校でこれをまたやったら、もっと愛南町は子育てに力を入れているということで、ほかの町からもいい町だと、子育てに優しい町だということになってくると思います。もちろん第一にはその子供と保護者のことを考えて現物支給したらいいと思うんですけど、そういう効果もありますので、私はこの160万円の財源であればぜひ出していきたいと思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 今、吉田議員、一回認めたらずっと出さんといけんというような意見やけど、そんなことないよ。財政が悪かったら見直しがあるんやけん。そういう心配は一切する必要はないと私は思います。先送りするのではなくて、令和7年から、ね、やっぱりそういうふうにするべきではないかと私は思います。もうこれ決まらるので、これ、議長、みんなに聞いてみて。

○佐々木議長 時間がないんで、そうか、3番を提案するという方、手を挙げてみてください。賛成の方。

(挙手)

○佐々木議長 賛成の方が多い。では、3番は提案することにします。

次に、1番、2番。

吉田議員。

○吉田議員 1番については、これ、今現在、南宇和高校の教育振興協議会のほうに920万円出しています。で、新たにこれ出すっていうのは、県立高校なんで、法令に反するんじゃないかなど。協議会のほうに寄附するんであれば、出すんであれば問題はないと思うんですけども、そこで振り分けをしていただいて、自由に生徒会で使えるんであれば、そのお金を協議会に出すときに、そういう要望書をつけてやればいいんじゃないでしょうか。で、不足があるんであれば、プラスいくらということで増減して協議会のほうに入れるべきであって、直接これなんか生徒会が主体となって南高の魅力を再発見しということで、これ魅力化は魅力化でまた別にありますんで、あえてここをする必要はあるのかどうか、ちょっと私は疑問に思います。

○佐々木議長 ほかにご意見ありませんか。1番。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 私、これ見て、具体的に例えばどんなんがあるんかなって思ったときに、生徒会がどんな魅力化でどういうふうな発信をするのに100万円もかかるのかなって思ったんですよ。で、提案者、ちょっとその辺、もし具体案があれば、どういうのが教えていただきたいです。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 それこそ私が生徒会に聞きたいんですよ。どういうふうに自分たちの高校、魅力化できるのかと。ついせんだって、津島高校が、生徒たちが自ら企画して、準備もして、で、津島祭りみたいなしましたね。で、地域はすごく喜んだということがありました。で、私は、法令、どこの法令違反なのか、私そこまで分からなかったのでこう書いたんですけども、生徒会自らが、自分たちが花がいっぱい欲しけりゃ花をつくるようつくってもいいし、で、eスポーツをやりたかったらゲームの機械も買えばいいし、それこそ生徒たちがいろんな多様な、私たちの、年寄りじゃなくて若い考え方があってと思います。自分たちがしたいことをしてみなさいというふうな、そういうことをすることによって、愛南町はこう県立高校に、たった一つの県立高校に、もう生徒会の力を借りて、で、少しでも魅力を上げて、再編の計画の中に入らないような、そういう生徒が増えて、そういう方向になるんじゃないかなという一部期待をしているんですよ。ですから、何をしてもらいたいかっていうのは、それこそ生徒たちが決めることだと、町はお金だけ出して口を出さないというスタンスであるべきだというふうに私は思います。

○佐々木議長 何か御意見ある方ありませんか。

山下議員。

○山下議員 私は高校生も夢が多少でもできるんで、私は賛成です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 すいません、別にやることに対して反対というか反対しているわけではなくて、私、もう一個、当初予算の提案書っていうのを議会がこれ出すべきかどうかというのがひと

つ疑問がありまして、本来の目的で我々議員が提案してどうなのかっていうのが根本的にあるわけですよ。理事者がやっていないのであればこれは当然するべきでしょうけれども、十分、今2,000万円ぐらいやっているわけですよ、南宇和高校に対してね。で、これは直接県立高校ですから、そこにわざわざ新たにそういう制度を作って、多分県立高校なんで、そのまま直接理事者のほうで手当てをすることができないんで、多分協議会の補助っていうことで、補助事業でやっていると思うんですね。で、だから提案自体が僕は、うん、議会がその提案するべきなのかなど。予算の、12月の予算の前に、この予算内容について、これはおかしいですよってというのは、我々議会でチェックするのはいいんでしょうけども、これ、やっていることに関して、そのさらにその上を提案していくっていうのは、僕は、基本的にはちょっとどうなのかなっていう、最初に根本に問題があって、こういう、すいません答弁になっているんですけども、そこはもう一回議会で見直すべきじゃないかなというふうに思います。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 一部は正しいんですけども、議員は予算を伴った議案の提出権がございませんね。直接議会で議論することできません。でも、予算を伴った政策を町のほうからしてもらいたいといったときには、こういうふうに議会が、こんなことをしてもらいたい、で、予算はこんだけ伴うと。で、これを議会が町長のほうに出して、町長の議案として、町長じゃないよね、執行部の議案として出してもらおうというのを、これはずっと前からやとるんですよ。で、いくつかはそのまま通って、議会で可決したということがありますので。だから、基本的には議員はできませんけれども、こういう方法を取れば、議員も予算を伴う政策が提出できるということなのでやとるんですよ。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今、吉田議員のあれやけども、この間、全員協議会に私が発言したときに、吉田議員がああときこう、今言ったような発言を一緒にしてくれたら、あの場でもっと議論ができたわけ。

本来なら、前から言いよるように、議会は予算に対してとやかく言う部分であって、ただ、今那須議員が言うたのも間違いではない。間違いではないけども、これをしよつたらずっと、歯止めが効かんならへんかと。理事者のほうが、議会でこう上がってきたことやけん言うて配慮し配慮し、いわゆる議会は議決権持っていますからね。その辺、まあ駆け引きというかキャッチボールもあるんやけども、これずつとしよつたら、そういうことがどんどん、どんどん行かへんかなと思います。以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 はい、確かにそうなんですけど、ただ、吉田議員がおっしゃるように、議会は政策提案できるはずですよ。で、その予算、じゃあ政策を実際に採用して予算をつけるかどうかっていうのは理事者が考えることであって、それをまた、これで政策したいですから予算認めてくださいと議会に出してくるかどうかっていうのは全く理事者の自由な判断に委ねられているので、政策提案すること自体は積極的に私はするべきだと思います。

ただ、この件に関しては、先ほど吉田議員がおっしゃったように、これは県立高校であって、これは県の予算で本来やるべきことです。で、これをやって欲しいのであれば、これは県に出すべきことであって、町に出すべきことでは本来ないと思います。という意味で、私はこの件については賛成できかねます。以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 これ、政策提案であれば政策提案という形で、こういう予算提案書というよりも予算要望ですか、要望というんですか、提案ではないですよ。その中で、例えば今組んでいる予算の中でこういうふうに改正してほしいとか、例えば協議会に出している補助金の中で100万円を生徒会に使ってほしいとか、そういう要望であれば僕は全然問題ないと思うんですけど

ども、さっき金繁議員言ったように、政策提案するのであれば、僕は全然賛成だと思います。それは、よく話し合いをして、新たな例えば政策でそういう政策要望をしていくという形に変えたほうが、この予算提案書というのが、すいません、さっき吉村議員が言われたんですけども、前回ちょっとよく私も理解できていなくて、議論には入っていないと思うんですけども、よくよく考えてみると、やはりちょっとそこところはちょっと、この予算提案書というのがちょっと意味をなしていないんじゃないかなという気は私はしております。以上です。

○那須議員 政策を提案するにしても予算が伴うんですね。で、ただ、こういうことを提案しますっていても、じゃあ予算いくらかかるのかと、いうことなので、それは予算とくっつかない政策提案っていうのはございませんので、それはちょっと無理じゃないかなというふうに。

そうすると、この私が出したやつですけれども、南宇和高校の魅力化の第3弾というふうに思っております。で、第1弾は給食の配布ですね。で、第2弾は叶夢センターです。で、第3弾として、私は魅力を上げるためのこの政策を100万円の予算で出したいというふうに思っております。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 それにしても、やっぱり本来県がやるべきことなので、私は県の予算でやっていただきたいと思います。提案にするかどうか、要望にするかっていう点についてなんですけど、これ、議会として政策提案なり要望は可能ですが、予算つけるかどうかはもちろん理事者の判断です。で、要望にするか提案するかについてはどちらでも変わらないというか、例えば県議会だって、県議員個人が予算要望を県に出します。それもばらばらで、議員個人が提出して、その回答をいただいているようです。

(発言する者あり)

○金繁議員 いや、会派がないところは個人、会派に入っている個人で出して構いません。なので、はい、個人で出せるので、というか、そもそも別に議員でなくても、市民、住民でも、個人で予算要望なりね、こういうこととしてくださって要望は出せるわけですから、議会としてできるかどうかという議論はあまりしても仕方がないのかなという思いはあります。ですので、予算提案自体は、言葉はどうあれ、できるはずですし、こういう事業したらどうですかと出すのはいいと思いますが、県はしっかりと予算を取ってこの魅力化を推進してほしいと私は県に言うべきだと思います。

○佐々木議長 時間もあれなんで、提案するかどうか伺いたと思います。

これに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手)

○佐々木議長 挙手少数です。1番は除きます。

続きまして、2番、愛南町消防のバイク整備費用について考えてみていただきたいと思いません。御意見ありませんか。

原田議員。

○原田議員 この件は、消防団で今現在バイク隊というのが結成されておりますけど、これは大災害時に道路が遮断され車両が通行できないというケースには、このバイクの威力っていうのはすごい発揮されまして、人命救助も当たれると。で、今現在、消防団ではこのバイク隊のバイクについては個人の所有のバイクを使っていると。で、やっぱりこれは、消防団で使用するのであれば、もうこれは町が構えるべきじゃないかと思えます。で、他の町村も、他の町もこういったバイクを購入している自治体もありますので、ぜひこの愛南町もこのバイクの購入はすべきではないかというふうに私は思います。賛成します。

○佐々木議長 ほかに御意見ありますか。

出初式に出られた方は結構知つとると思うんですが、個人の方が来て2台で演技するんですよ。出初式で結構、これがあったらなんか倒木とか家が倒れたときに道が塞がるときに便利

やなって私も思いました。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 私の提案なんですけど、バイクは1台もありません。ほんで全部個人の問題。消防署が保険だけかけてあげています。何かあったときの。そういう状況でバイク隊、全国消防団、整備しようという活動も始まっていますんで、ぜひともこれは大体2台で1組じゃないと危険が伴いますんで、1台にはその消火器を積めるなり、1台にはその機材、なんか割ったりとかするような機材をサイドにつけてやるという。とりあえずその1組に2台を整備したらどうか。消防署の管理の下でっていうことです。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 質問なんですけど、これ、じゃあ全体で何台になって、予算どのぐらいになるのか。
(発言する者あり)

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 消防団のバイクを購入に際して、各種補助金ってありますが、どのような補助金があるんですか。

○佐々木議長 鷹野副議長。

○鷹野副議長 これが一応、強靱化とかあるんやけど、今ちょっとこれが外れていまして、で、当然ふるさと基金とかあるんやけど、もうあとはもう、なんですか過疎債とか、もうそっちのほうを使うしかないんで、今その辺を消防署の職員にちょっと調べてもらっています。補助金等は。

○佐々木議長 ちょっと待ってください。池田議員。

○池田議員 補助金ということで探していると思うんですが、そのボランティアに頼るにもほどがあるということで、こういう大事な命を守るのを、個人の所有物で、本当に大変な人の命を守っていくってことを個人の所有物でやっていくっていうのはもう本当に今よろしくない判断しますので、各種補助金、一般財源を出してでもこれは配備しとくべきだと考えます。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 今現在はその個人所有で何台あるのかという点が一点と、もう一点は、もちろん配備したほうがいいと思うんですけれど、配備するのは消防署に配備するじゃないですか。で、何か起きたときに、その個人が所有していればその家からすぐ乗っていけるけど、消防署まで行けるかどうか分からないという状況も考えられるので、その辺をどうするか。もしそれがね、例えばその消防署から遠く離れた消防団員さんだったら、消防署まで一旦行ってから現場に行くことになるかと思うんですけれど、例えばその代わりに、その個人所有の方に、今保険だけって言われましたけど、もっと厚い保護をするようなほかの方法とかはないのか。何が言いたいかという、一番その現地に行くのに効率、効果的に、逆にその効率的じゃなくなってしまうんじゃないかなという懸念があって。2点お願いします。

○佐々木議長 鷹野副議長。

○鷹野副議長 はい。私の回答でどうか分かりませんが、今バイク隊は大体15人ぐらいおります。月一回練習しています。山道、細道。で、この間一般質問でちょっと言うたんですが、バイクにも地図を乗っけて、細い道、ここから山越えたしたらここに行くとか、そういう地図を皆さん団員の頭に今インプットしています。それで、消防署に配備すれば、もちろんそこに行けるかどうかという問題ですが、それ言いよったら、詰署の消防自動車と同じなんです。火事がある詰所に行って、乗らないけんっていうんで。とりあえず管理は消防署で、消防署の職員もバイク隊か、バイク乗れる人間もおりますんで。もちろンドローンの練習もしていますけど、バイク隊をバイクで消防署の職員も一緒になってやると。で、消防署の職員は、どっちかいうたら車いうかそっちのほうですんで、消防団員がもし来ればそれを利用してやると、そういうような活用方法をできるということです。

○佐々木議長 バイクの所有者も各地区の消防団員です。はい。

中野議員。

○中野議員 今そういうあれもあったけども、これ併用はできんのですか。今までの分は今のままで保険かけてやって、そして新たについていうのはできんのですかね。併用で。今あの保険かけてあげてしているわけでしょ。バイク隊の個人所有の分に対して。それはそのまま置いたまま新たについていうのはできんのですか。もうそうしたら一番で。そのまま併用していけるんですか。

○佐々木議長 併用はできると思います。

○中野議員 そういう形でしとったら。心配があったからそのまま置いたまま…。

○佐々木議長 赤バイクは、本所に置くと。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ほんであとの、協力してくれるそのバイク隊の人らは各地区でおるといふ。そうそうそうそう、それでやるわけよ。そういうふうにするわけ。

(発言する者あり)

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 今言ったような懸念材料は、また消防本部と消防団とで今後協議したらどうですかね。この場ではなかなか協議できません。

○佐々木議長 時間も迫ってきましたんで、これ賛成の方ほとんどやないかなと思うんですけど、一応挙手お願いします。

(挙手)

○佐々木議長 全員挙手ですね。はい。そしたら、提案書のほうは2番と3番を提案をいたします。提案する時期は次回の全協にて議会基本条例に沿った整理をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、4番、その他、執行部のほうから何かありますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 事務局のほうから行政視察の受入れについて報告をさせていただきます。10月8日、広島県議会農林水産委員会10名の方、そして10月15日、神奈川県三浦市議会総務経済常任委員会8名の行政視察の受入れがありますことを御報告いたします。

対応は正副議長にお願いいたします。以上です。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ほかに。山下議員。

○山下議員 さっき理事者に向けたその裁判の件よね、裁判の件、2件。議会で決まったことを、議長が町長のところに報告に行ったはずなんですよね。どういう経緯でそうなったのか、一切議長からの説明がないんやが、ちょっとその経緯、説明してもらえますか。

○佐々木議長 この間、私、ちょうど議会では6対7ですか、で、私としては採決に加わらなかったわけですけど、私の思いからしたら提訴しないという考えのほうがありましたんで、ほんで、いろいろ今までの状況を、もう職員とか、他の金銭面とか、裁判費用とかを考えて、あれしたら、結構お金もかかっているんで、これから職員も結構大変ないうことを私は肌で感じましたので、これ以上、次の新しいトップに引き継ぐわけにもいかない、もう今の町長の時に、これはもう整理しとったほうがいいだろうということで、一応町長のほうには私のほうから提案に行きました。

(発言する者あり)

○山下議員 いやいや、ちょっとここだけ聞きたいんよ。議会で決まったことをよ、議長の思いでごろっと変えるのは。これ、せめて、こうしたんやがという説明ぐらいは、これは議会なんで、井戸端会議で決まったことじゃないんで、これはやはりすべきやないですかね。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 そがいなこと言いよったら、本議会の中でやっちゃいけんことやった張本人が、そがいなこと言いよったら前に進むまい。

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今、山下議員があがいに言いよるんやけど。実はこれ、皆さんも、私、本議会の中で聞き漏らしたんけど。

○山下議員 ちょっと待って。私の、私の意見はまだ聞いていないのに、途中で入ったちいけんやろ。

○佐々木議長 私の意見は、先ほど言いましたように、私の気持ちとして。

○山下議員 自分の気持ちで変えてやったちゅうことやな。

○佐々木議長 最終的には理事者の決定ですから。

○山下議員 いや、提案したって言うんで。そこが全然説明がないんで、そこを聞いたかったわけよ。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 もうついでなんですけども。いや、ついでというのは、実はこれ会期終わったんで、私も本議会のときに聞いとったらよかったんですけども、実は一般の方から電話がありました。再放送見ていたら、山下議員が賛成討論の中で、愛南町民1万9,000人の85パーセント、約90パーセントの人が同一選に賛成しとると。これ、1万9,000人いったら、子供、子供含めても1万9,000人おらんやろ。これ、虚偽報告ということになるんよ、これ。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 ちょっと待って。これは、人口1万9,000人の町で有権者を1万7,000人と言うたらよかったけれど、それは常識で判断したら分かるやろ。

○吉村議員 基本条例つくるときに、町民の手本ということでやったんやけん。だから、虚偽報告の場合は、これちゃんと訂正せないけん、本議会の中でやっとなるんやけん。これは、本人がちゃんと自覚を持って町民の手本となるということやったら、常識じゃどうのこうのやなしに、テレビ見よる人もいっぱいおるし、過去に同僚議員があれしたら謝罪せよと本議会の中でやったのは、山下議員、張本人なんで。いいですか。本議会の中で、もう会期終わった……。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 よいよ質問の仕方は、吉村議員の質問は非常に悪いけれど、私の1万9,000人というのは有権者1万7,000人に訂正します。以上です。

(発言する者あり)

○山下議員 本議会ではしません。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、これで終わりたいと思います。

議長